

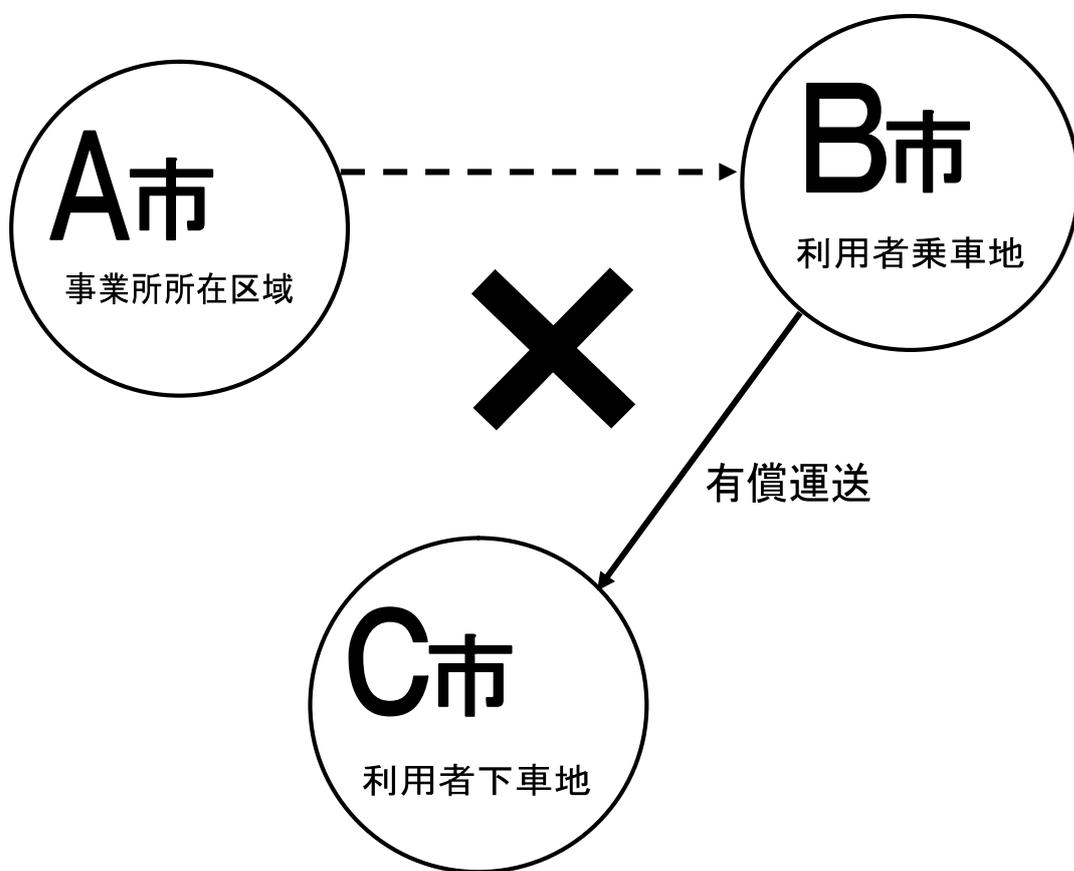
## つい最近、新たな通達が出ました！

J-NET！竹田理事長が、以前より「道州制特区」に提案していたもので、ついに全国展開されることとなりました。

国自旅第83号通達 平成21年7月22日 自動車交通局旅客課長

どのような内容かという福祉有償運送では、「運送の発地または着地のいずれかが、当該事業所の区域内でなければならない」とされています。

つまり、A市に事業所がある運送者は、B市からC市までの有償運送はできません。



ところが、B市にもC市にも有償運送者が存在しない場合、特例としてA市の有償運送者が行ってもいいですよ、と認めたのが今回の通達です。

※ なお「発地または着地が、利用者の居住地内であること」と認識している人がいるようですが、福祉有償運送の場合、利用者の居住地(住所)については制限はありません。